

新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付や融資等を受ける際に必要となる証明書等の発行手数料の無料化について

市民や市内事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、貸付や融資等を受ける際に必要となる「住民票の写し」等の証明書等の発行手数料を無料にする。

【対象】 市民または市内事業者で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、貸付や融資等の生活支援・経済対策を利用する方で、当該手続きにおいて住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書等を必要とし、証明書等の申請時にその旨を申し出た場合

【根拠】 西東京市手数料条例第5条第1項第5号（免除）

【期間】 令和2年5月11日（月）から当面の間

- 【概要】
1. 無料となる証明書等
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 印鑑登録証明書（個人）
 - (3) 個人市民税の課税（非課税）証明書等
 - (4) 納税証明書

2. 窓口及び制度の名称

(1) 西東京市の窓口等による手続き

| 窓口 | 制度の名称 |
|-------------|-------------------------------------|
| 西東京市（産業振興課） | 借換資金融資あっせん制度 |
| | 中小企業事業資金融資あっせん制度 |
| | 創業資金融資あっせん制度 |
| 西東京市社会福祉協議会 | 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による福祉資金 緊急小口資金 |

(2) 西東京市の窓口等以外の手続き

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により必要となった公的又は民間融資等の手続き

3. 申請方法

窓口で申請する際に、新型コロナウイルス感染症に伴う融資や貸付制度等の申請に使用することを申し出てもらい、申請書に使用目的や提出先等を明記し、窓口に出してもらう。

関係書類等を持参している場合は、申請内容と齟齬がないか確認を行う。

申請書等を確認後、本人確認等所定の手続きを行い、証明書等を発行する。

また、印鑑登録証明書以外の証明書は郵送での取り扱いを可能とする。その場合、申請書に新型コロナウイルス感染症の影響による融資や貸付制度等の申請に使用することを明記し、本人確認書類（写し）と切手を貼った返信用封筒を同封して担当課宛に送付してもらう。

4 その他

- ・証明書交付申請時に、貸付・融資等に使用する旨の申し出がなかった場合、後日の返金はできないものとする。
- ・自動交付機、コンビニ交付及び他区市町村での取得は対象外とする。

【周知】 ホームページ等での周知を行う。